

令和2年

第3回大阪広域水道企業団議会

(11月定例会)

提出議案

(第1号議案～第3号議案)

(第1号報告～第4号報告)

目 次

| | |
|---------|--|
| 第 1 号議案 | 大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例一部改正の件・・・・・・・・・・ 1 |
| 第 2 号議案 | 令和元年度大阪広域水道企業団水道事業会計剰余金処分の件・・・・・・・・・・ 4 |
| 第 3 号議案 | 令和元年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計剰余金処分の件・・・・・・・・・・ 5 |
| 第 1 号報告 | 令和元年度大阪広域水道企業団水道事業会計決算報告の件・・・・・・・・・・ 6 |
| 第 2 号報告 | 令和元年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計決算報告の件・・・・・・・・・・ 7 |
| 第 3 号報告 | 令和元年度決算に基づく資金不足比率報告の件・・・・・・・・・・ 8 |
| 第 4 号報告 | 債権放棄報告の件・・・・・・・・・・ 9 |

第1号議案

大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例一部改正の件

大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年11月13日提出

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団条例第 号

大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例

大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(料金)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>(1) 基本料金 基本使用水量にその月の日数を乗じて得た水量に対し、1立方メートルにつき<u>31円30銭</u>の割合で計算した額</p> <p>(2) 超過料金 使用流量が基本使用流量（単位時間当たりの基本使用水量をいう。以下同じ。）を超えて使用した時間（以下「超過使用時間」という。）に係る使用水量から基本使用流量に当該超過使用時間を乗じて得た水量を減じて得た水量（以下「超過使用水量」という。）の1月分に対し、1立方メートルにつき<u>80円20銭</u>の割合で計算した額</p> <p>(3) 使用料金 その月の使用水量から超過使用水量の1月分を減じて得た水量に対し、1立方メートルにつき<u>8円80銭</u>の割合で計算した額</p> <p>(負担金)</p> | <p>(料金)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>(1) 基本料金 基本使用水量にその月の日数を乗じて得た水量に対し、1立方メートルにつき<u>32円40銭</u>の割合で計算した額</p> <p>(2) 超過料金 使用流量が基本使用流量（単位時間当たりの基本使用水量をいう。以下同じ。）を超えて使用した時間（以下「超過使用時間」という。）に係る使用水量から基本使用流量に当該超過使用時間を乗じて得た水量を減じて得た水量（以下「超過使用水量」という。）の1月分に対し、1立方メートルにつき<u>85円60銭</u>の割合で計算した額</p> <p>(3) 使用料金 その月の使用水量から超過使用水量の1月分を減じて得た水量に対し、1立方メートルにつき<u>10円40銭</u>の割合で計算した額</p> <p>(負担金)</p> |
| <p>第23条 第7条第2項において準用する第</p> | <p>第23条 <u>使用者は、</u>第7条第2項において</p> |

7条第1項の規定により減量後の基本使用水量を定めたとき又は工業用水道の使用を廃止したとき若しくは第29条の規定により給水施設を切断したときは、使用者は、企業長が定める期限までに、次項又は第3項に定める額の負担金を納付しなければならない。

2 減量後の基本使用水量を定めたときに使用者が納付すべき負担金の額は、次に掲げる金額の合計額とする。

(1) 減量後の基本使用水量を定めた日の前年度末時点の企業債の未償還残高を、廃止前の大阪府水道企業条例（昭和41年大阪府条例第42号）第3条第3項第2号に規定する1日最大給水量に相当する水量で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に、減量する水量を乗じて得た額

(2) 第20条第1号に規定する基本料金のうち減量する水量分に相当する金額の5年分（^{じゅん}閏年の日を含む期間についても、1年は365日として計算する。）の額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

3 工業用水道の使用を廃止したとき又は第29条の規定により給水施設を切断したときに使用者が納付すべき負担金の額は、前項第1号の規定を準用して算定する。この場合において、同号中「減量後の基本使用水量を定めた日」とあるのは「工業用水道の使用の廃止を決定した日又は切断工事が完了した日」と、「減量する水量」とあるのは「基本使用水量から100立方メートル（基本使用水量が100立方メートル以下の場合、当該基本使用水量）を減じた水量」と読み替えるものとする。

（保証金）

第26条 使用者は、給水開始前において企業長が定める期限までに基本使用水量の60日分に対し、1立方メートルにつき40円10銭の割合で計算した額の保証金を納付しなければならない。

準用する第6条の規定により基本使用水量を減ずるための同条の申込みをしたとき若しくは工業用水道の使用を廃止したとき又は第29条の規定による給水施設の切断をされたときは、企業長が定める期限までに企業長が定める額の負担金を納付しなければならない。

（保証金）

第26条 使用者は、給水開始前において企業長が定める期限までに基本使用水量の60日分に対し、1立方メートルにつき42円80銭の割合で計算した額の保証金を納付しなければならない。

2 (略)

2 (略)

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

第2号議案

令和元年度大阪広域水道企業団水道事業会計剰余金処分の件

令和元年度大阪広域水道企業団水道事業会計剰余金の処分について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年11月13日提出

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

令和元年度大阪広域水道企業団水道用水供給事業剰余金処分計算書

(単位 円)

| | 資本金 | 資本剰余金 | 未処分利益剰余金 |
|------------------|-----------------|---------------|----------------------------|
| 当年度末残高 | 170,123,546,709 | 4,203,498,026 | 11,526,321,929 |
| 議会の議決による処分類 | 6,181,828,577 | 0 | △ 9,826,321,929 |
| 減債積立金への積立 | 0 | 0 | △ 1,791,804,727 |
| 水道事業統合促進積立金への積立 | 0 | 0 | △ 152,688,625 |
| 令和元年度特別利益積立金への積立 | 0 | 0 | △ 1,700,000,000 |
| 資本金への組入 | 6,181,828,577 | 0 | △ 6,181,828,577 |
| 処分後残高 | 176,305,375,286 | 4,203,498,026 | (繰越利益剰余金) 1,700,000,000 |

令和元年度大阪広域水道企業団市町村域水道事業剰余金処分計算書

(単位 円)

| | 資本金 | 資本剰余金 | 未処分利益剰余金 |
|-------------|----------------|---------------|-------------------------|
| 当年度末残高 | 8,787,041,343 | 3,934,769,743 | 5,000,916,609 |
| 議会の議決による処分類 | 2,894,868,437 | 0 | △ 4,933,916,609 |
| 減債積立金への積立 | 0 | 0 | △ 1,442,114,677 |
| 利益積立金への積立 | 0 | 0 | △ 10,131,431 |
| 建設改良積立金への積立 | 0 | 0 | △ 586,802,064 |
| 資本金への組入 | 2,894,868,437 | 0 | △ 2,894,868,437 |
| 処分後残高 | 11,681,909,780 | 3,934,769,743 | (繰越利益剰余金) 67,000,000 |

第3号議案

令和元年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計剰余金 処分の件

令和元年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計剰余金の処分について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年11月13日提出

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

令和元年度大阪広域水道企業団工業用水道事業剰余金処分計算書

(単位 円)

| | 資本金 | 資本剰余金 | 未処分利益剰余金 |
|--------------|----------------|-------------|-----------------|
| 当年度末残高 | 38,757,625,640 | 658,706,607 | 6,107,275,115 |
| 議会の議決による処分数額 | 4,435,124,695 | 0 | △ 6,107,275,115 |
| 減債積立金への積立 | 0 | 0 | △ 1,672,150,420 |
| 資本金への組入 | 4,435,124,695 | 0 | △ 4,435,124,695 |
| 処分後残高 | 43,192,750,335 | 658,706,607 | (繰越利益剰余金) 0 |

第1号報告

令和元年度大阪広域水道企業団水道事業会計決算報告の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和元年度の大阪広域水道企業団水道事業会計の決算を別冊のとおり報告する。

令和2年11月13日提出

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

第 2 号 報 告

令和元年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計決算報告の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和元年度の大阪広域水道企業団工業用水道事業会計の決算を別冊のとおり報告する。

令和2年11月13日提出

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

第3号報告

令和元年度決算に基づく資金不足比率報告の件

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和元年度決算に基づく資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和2年11月13日提出

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

1 資金不足比率

| 会 計 名 | 数 値 (パーセント) | 経営健全化基準 (パーセント) |
|--------------------|----------------|--------------------|
| 大阪広域水道企業団水道事業会計 | — | 20 |
| 大阪広域水道企業団工業用水道事業会計 | — | |

備考 「水道事業会計」、「工業用水道事業会計」とともに資金不足額がないため、「—」と表記している。

2 監査委員の意見 別紙のとおり

第4号報告

債権放棄報告の件

大阪広域水道企業団債権の管理に関する条例（平成29年大阪広域水道企業団条例第1号）第14条第1項の規定により次のとおり債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年11月13日提出

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

| 債権の名称 | 放棄事由 | 件数 | 金額 |
|-------------------|-----------------------------|------|----------|
| 水道料金及びメーター 使用料 | 条例第14条第1項第1号 （破産免責） | 10件 | 26,857円 |
| | 条例第14条第1項第2号 （時効期間満了） | 118件 | 380,961円 |
| | 条例第14条第1項第5号 （徴収停止後1年経過） | 202件 | 345,062円 |
| 合計 | | 330件 | 752,880円 |